

〔研究ノート〕

## 教員養成課程における法教育の担い手養成にあたって ——教科専門教育担当教員の視点から

上田 理恵子 (うへだ・りえこ)  
熊本大学教育学部社会科准教授

### はじめに

関東弁護士会連合会が刊行する「これからの法教育」では、教員を目指すすべての学生に対し「広く法教育に関する講義や演習等が提供されているとは言い難い」のが現状として認識され、「大学の教員養成課程において、法教育について学ぶ講義や演習を設け、これを必修とし、すべての教員が法教育の重要性を知ることができるようにすべきである<sup>1)</sup>」という提言がなされている。

たしかに、法教育の意義や理念を理解することは教員にとって重要である。しかし、これも教員養成課程に籍を置いて十年余りの感想からすれば、「法教育」そのものを「必修」化するには、とくに地域によっては、反発だけが先行しそうな危惧もある。まずは現行カリキュラムを見直し、普及のための可能性をさぐる事が先ではないかと考える。

そのために本稿では、筆者の所属先である社会科教員養成課程を例にとり、教員養成課程のカリキュラムの現状を確認し、あわせて筆者自身のささやかな取り組み例を紹介する。それにより、学生たちが「法教育」について考える場をどのように確保すべきかを考える手掛かりとしたい。

なお、法教育の定義や目的については、興味深い論争が起きているが<sup>2)</sup>、本稿の目的のためには、さしあたってシンポジウムなどで何度も拝聴した定義を選んでおきたい<sup>3)</sup>。

「法教育の本質とは、法に関連するテーマ

を用いて価値の葛藤を惹き起し、徹底して思考させ、他者の意見も聞いた上で、根拠ある自己意見を主張出来るようにし、最終的には他者の意見と自己の意見を調和させることの出来る自律した市民の養成を目指す、真に「生きる力」を育むものである。」

### I 教員養成課程における法教育の担い手育成に関する先行研究

これまでに提案された教材例や授業実践報告、あるいはそれらの前提となる法教育の内容や内容構成に関する諸提案<sup>4)</sup>を個別にみれば、それらの中から教員養成課程で学んでおくべき内容を整理するうえで参考となる。また、千葉大学教育学部・附属連携研究の成果からは、他学部との連携や基礎法学上の知見の社会科への生かし方についても示唆に富む<sup>5)</sup>。

具体的な授業実践例については、高倉良一氏による先駆的な論稿<sup>6)</sup>は、ことに教員養成課程に赴任したばかりの「法律学」担当教員にとって数少ない先行研究だった。最近ではこれに加え、報告・成果の刊行数は、少しずつ増加してきているようである。とりわけ、「公民科教育」の枠組みで年間を通して取り組まれた井門正美氏の実践紹介<sup>7)</sup>には、通常の講義、裁判所見学や実務法曹による特別授業といった体験学習、模擬裁判のシナリオ作り、そのシナリオに基づく裁判の実施へと、さまざまな授業形態が1つのテーマに集約されていくため、著者の指摘する「役割体験学習」としての効果に加え、「法教育」の理

論面、製品の製造工程をたどるような授業の関連づけ方、さらには関連して集められた資料に至るまで学ばせていただくことは多い。

しかしながら、これらの取り組みがいつでもどここの教員養成課程でも実施可能とも言い切れないのが現状である。法教育の普及や将来を考える場合、加速度的に増加しつつある法教育の授業実践や教材<sup>8)</sup>の中に、大学生の有志からなる金沢法友会や東京大学法科大学院生といった、在学中の学生たちによる自主的取り組み<sup>9)</sup>も含まれているのを目にするのは頼もしいかぎりである。ただ、これまでの学会報告や刊行物で紹介されたかぎりでは、法科大学院生や法学部生が中心となった取り組みだった。その一方で、これだけ多くの教材例や授業実践が教育現場と法曹界の協働作業で届けられているにせよ、教員養成課程の学生たちからの直接の声は、公的なフォーラムに届いてきていないようである。課題研究として興味がある者が取り組む以外は、多岐にわたる分野から少しずつ履修することを義務付けられている以上、およそ「法教育」に特化して出張教室をする自信も時間的余裕もない、という声が周囲の学生たちからは聞かれる。

したがって、法教育の普及のためには、これからも個別の優れた取り組みが紹介されたり、すでに紹介された取り組みの吟味も続けられる一方で、提言内容に対する賛否はさておき、上述の関東弁護士会連合会が着目したように、まずは教員養成課程のカリキュラム自体について議論を深めることも必要であるように思われる。

## Ⅱ 教員養成課程における「法」に関する学び—熊本大学教育学部の場合—

### 1 教員養成課程のカリキュラム概要

参考までに、筆者の勤務先社会科の教員免許を取得するための最低履修単位表1を以下に示した。

ひとくちに教員養成課程といっても、大学ごとの創意工夫はさまざまである。しかし、おそらく共通の特徴となるのは科目の履修が教職免許法により細かく条件づけられている点である。教員養成課程では、原則として免許取得なくして卒業できない。したがって、科目の履修についてまわるのが「何の免許取得に必要な科目か」という問いである。他学部と比べれば、「この先生の講義が聴きたいか

表1 中学校教社会科教員免許の取得（主専攻）と卒業に必要な最低履修単位数

履修科目		最低履修単位数
教養教育		34
専門教育	専門基礎科目（日本国憲法を含む）	3
	教職に関する科目 （うち社会科教育に関する科目4単位を含む）	33
	社会科の内容に関する科目（教科専門科目）	20
	専門科目の選択	19
	卒業論文	6
	自由選択科目	10
総合計		125

平成22年度以降の入学者に適用。

熊本大学教育学部「平成22年度 履修案内」13-14頁より作成。

ら」とか「テーマに興味があるから」という自由な動機で選択できる幅が、他学部出身者の眼にはとても狭く映るということである。

しかし、法教育の担い手の養成という視点から不利な条件ばかりではない。テーマさえ限定しなければ、必修科目である教職科目の多くは「他者の意見も聞いた上で、根拠ある自己意見を主張できるようにし、最終的には他者の意見と自己の意見を調和させる」に至る議論や討論の方法が盛り込まれているからである。

問題は、教員養成課程の学生たちの多くが、教職科目で履修してきた知見を、教科専門科目を学ぶ際にはあまり応用できていないことである。

以下では、教員養成課程の学生がどの程度「法」に関わる科目を履修しうるかを、検証してみた。

## 2 教員養成課程で学ぶ「法」関連科目の位置付け

まず、教員養成課程の学生も、他学部の学生と同様、教養教育の一環として法学入門を学ぶことができる。筆者の勤務先についてみれば、教養科目にも「法学」という分野がある。その中の授業テーマとして「現代における法学入門」「雇用社会と法」「国際法からみた国際協力の歴史」「修復的司法とわたしたち一諸外国と我が国の事例を中心に」という3科目が開講されている<sup>10)</sup>。その他にも、1年次に必修の少人数制の基礎的な演習科目(1単位)を法学部の教員が担当する場合、「身近な法律のお話」をはじめ法学に関連するテーマがいくつか認められる<sup>11)</sup>。教養科目も演習も、内容は全体の導入科目であったり、特定のトピックに焦点をあてたものであったりと、担当教員の裁量に任されることが多い。学生の立場にたっても、教養教育では文系なら理系科目を、理系の学生なら文系をといたように幅広い分野から選択するよう指導される傾向にある。加えて教員養成課程の学生には、1年次に体育など必修の科目もある。法に関連する科目については、1科目(2単

位)を履修するのがやっとならぬだろうか。

次に、学科に関係なく教員免許取得のための必修科目として日本国憲法(2単位)がある。いわゆる大人数講義の典型で、この科目を念頭に作成されたテキスト類も数多く刊行されている。教職科目のなかから、法教育についての認識を深めるにあたって、とくに直接的・間接的に役に立つと推測される科目としては、「道德教育の研究」、「人権教育論」が必修や選択必修とされている。

学科<sup>12)</sup>ごとの専門科目には学習指導要領に示されている「法」に関する教育も含まれている。シラバスを確認したかぎりでは、教育学科の選択科目として開講されている「教育制度」や「教育法学」も「子どもと人権」というテーマを深めるが、他学科の学生が受講できる可能性は時間割の編成上なかなか難しい。

このほか、本稿でシラバスを個別に表示する余裕はないが、たとえば家庭科では「家族関係学」で家族法制が、消費者教育に関連して消費者保護法制が扱われ、美術科や音楽科でも知的財産権等を扱う、情報教育に関われば知的財産や個人情報保護を学ぶといったように、数学科や理科まで含めて、教科教育まで含めれば、教科の特色によって違いはあるものの、何らかのかたちで「きまり」や法制を考えることは避けられない。したがって、これらの「きまり」や法制の理由や問題点について話し合いをする、というひと手間を加えるだけでも、「法教育」に結びつく学びができることにはならないだろうか。

次に、「法」全般に関する分野、いわゆる「法学」科目が最も多く開講されている「社会科」<sup>13)</sup>のカリキュラムについて検討する。筆者の勤務先の「社会科の内容および教職科目」の内訳(表2)を次頁に示した。表1と合わせて参照していただきたい。

「社会科教育」や「公民科教育」の一環として法教育を論ずることもできる。筆者の勤務先でも公民科教育法では「ディベート」の指導法を扱うなど、法教育に詳しい教員の指

表2 中学校課程(社会科)の教職・教科に関する科目の種類

	区分	授業科目(概説, 特講, 演習)
教科に関する専門科目	歴史学	日本史, 世界史
	地理学	人文地理学, 自然地理学, 地誌
	法学(国際法を含む)・政治学(国際政治を含む)	法学, 政治学
	社会学・経済学	社会学, 経済学
	哲学・倫理学・宗教学	哲学, 倫理学, 宗教学
	教職科目	中等社会科教育 I~IV
	関連科目	社会科教育演習 I~VII

平成22年度以降の入学者に適用。

熊本大学教育学部「平成22年度 学生便覧」14-15頁より作成。

一部、高等学校「地歴」又は「公民」の免許取得のための科目も含まれる。

これらに加えて調査実習を開講する区分もある(例 地理学調査実習)

導もみられる。ただし、部外者の眼から見たかぎりは、いずれも学習指導要領の範囲を広く扱う場合には「法教育」の議論ばかりもしていられないと推測できる。しかも「公民科教育」は、高等学校公民科の免許取得にしか対応していない。筆者の所属学科の方針では、小学校と中学校の教員免許は両方取得できるようにカリキュラムが調整されているが、高等学校については、「地理歴史科」と「公民科」の一方しか原則として保証されていない。両方の免許を取得して卒業する者の中にはいるが、小学校、中学校の免許に加えるなら、どちらか片方のみという者も少なくない。

教養科目からもう一步、法内容を深めて扱うことができるのは、素直に考えれば専門科目としての「法学」である。ただし必修という点から考えれば、法学分野は政治学とともに5区分のうちの1つにすぎない。筆者の勤務先の場合、「法学概説」「法学特講」「法学演習」「政治学概説」「政治学特講」「政治学演習」が用意されている。

むろん意欲がある学生には、演習まで含めれば最大限で12単位まで「法学」の学びに費やすことができる。しかも、筆者の勤務先では、演習は卒業論文作成の準備という役

割を担っているため、卒業論文も法学に関連したテーマを選択することになる。

とはいえ社会科教員免許を取得する学生30名のうち20名以上については、いわゆる「法学」科目を「法学概説」2単位分だけしか履修せずに教育現場に入っていくこととなる。法教育は「自分の専門分野ではない、社会科・公民科の教員がやることだ」という教育現場からの発言は珍しくないが<sup>14)</sup>、時間数だけでみれば、社会科における「法学」は、大学教育導入科目の「法学」に2単位分を加えて学んだ社会科教員免許取得者の方が多数派なのである。

### 3 小括

現行の教員養成課程のカリキュラムの教職科目には、直接的・間接的に法教育に関連する機会が少なからずある。しかし、「公民科・社会科教員」の担当と決めつけられる主な要因として、教科内容として法制度を扱う以上、社会科教員養成課程の学生たちは「法」に関連する科目をたくさん勉強しているだろう、という思い込みがあるように見受けられる。しかし、現状は他教科の教員に比べて1科目余分に「法学」科目を履修しただけの社会科教員免許取得者の方がむしろ多数

表3 法律学概説(平成23年度)の授業計画

<p>授業の目標</p>	<p>最近の司法制度改革の一環として「裁判員制度の導入」や「学校教育等における司法に関する学習機会の充実」が進行中である。これから教育現場で社会科を担当する皆さんは、自分たちが生徒であった頃に比べて、法に関わる指導分野が飛躍的に増加してくる事態に直面することになる。このような事情をふまえ、本講義では大きく分けて以下2点の目標を設定したい。</p> <p>(1) 市民的教養として、法・法学に関する基礎知識を身につけること。</p> <p>(2) 将来、中学校や高校で法制度に関わる分野の授業を担当するにあたって確認しておくのがふさわしい方法の数々(法的思考、法令集・判例等の読み方、調べ方等)を身につける。</p>
<p>授業の実施内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス・法学への招待</li> <li>2/3. 民法入門(1)(民法の全体像)</li> <li>4. 民法入門(2)(契約の成立とその効果)</li> <li>5. 民法入門(3)(不法行為・消費者契約法・社会法)</li> <li>6. 特別授業①(熊本県消費生活センター出前講座)</li> <li>7. 民法入門(4)(家族法)</li> <li>8. 刑法入門(1)(犯罪と刑罰)</li> <li>9. 刑法入門(2)(刑事司法の現在)</li> <li>10. 特別授業②(熊本地方検察庁出前教室)</li> <li>11. 民事手続入門</li> <li>12. 国際社会と法</li> <li>14. 近代日本司法制度史より</li> <li>15. 復習とまとめ</li> </ol>

熊本大学教育学部「平成23年度 履修案内」145頁より作成。

派である。

### Ⅲ 社会科に関する専門科目の枠組みにおける「法教育」担当者養成の取り組み

#### 1 社会科教員免許取得向け必修授業内での取り組み

(1) 授業の目的における「法教育」の位置づけ  
 2011年度シラバスの中から必修科目である「法律学概説」について「授業の目標」と「内容」を簡単に示したのが表3である。選択必修科目のため、受講者数は社会科教員免許取得の希望者で、例年30名前後である。

社会科教員免許取得のために「法律学概説」が課程認定されたのは、社会科の法や制度の授業を実施する教員の関連知識を補充するためであり、「法教育」について講ずることそのものは、本来の目的ではないかもしれない。

しかし、教育現場で「法教育」という用語

が登場するたびに、何かにつけてまず矢面に立たされるのは社会科教員である、とよく聞かされる。「法学入門」と広い意味の「法教育」を学習してみたからこそ「法教育」は社会科だけではないのだということを、いずれは社会科の学生たち自身で他教科の学生たちに説明できるようになってほしいと考えている。

シラバスに示した授業の目標(表3)は裁判員制度導入を目前に控えた2008年度以来変更していないので、補足しておきたい。より大きな目標としては、学生たちが自分自身で、見聞したことについて「法律の適用場面の教育」を超えて「法教育」をめぐる議論に参加できるようになることを望んでいる。

2011年度は、例年の裁判所見学に加え、部分的にはあるがディベート練習、特別授業として消費者生活センターの出前教室、熊本地方検察庁の出前教室を利用することができた。学外機関を利用した取り組みは事

前・事後指導に時間や配慮を要したことから、以下では、本稿では法関連機関を利用した場合の授業担当者として、法教育と結びつけるうえで気がついた点を簡単に挙げるにとどめる。

## (2) 裁判所見学に関する注意点

かつては受講生全員と裁判所見学に出かけていたこともあったが、前後の時間に予定されている授業への配慮が必要なこと、傍聴に関する案内等が裁判所側で充実していることから最近では各自の課題とし、レポートの提出を義務付けている。事前のアンケート調査では、今のところ「傍聴したことがある」または「裁判所を見学したことがある」と回答した例はほとんどない。県内の弁護士会等が毎年ジュニアロースクールを主催したり、裁判所見学を実施している学校も増えてきていると聞くと、単なる偶然が続いているのか、「法の適用に関する教育」という意味の教育も含めて実施する学校がまだ少数派なのかはさだかではない。

実施後に提出される感想からは、「初めて法廷に入って緊張した」、傍聴した事件によって自白事件ならば「テレビドラマとはだいぶ違ってどちらかといえばなごやかな雰囲気だった」というものもあれば、否認事件の場合は「検察官が事件について説明しているときは、なるほどそうだと思ったが、弁護側の話の聞いているうちに、本当のところはどうだったのかわからなくなった。裁判官がどう判断したのか、判決もぜひ聞きたい。」「自分が裁判員に選ばれたら、困るだろうなと思った」のように司法の現場の一端を目の当たりにして素直に実感していることを示すものが多い。

現行制度の意味を考える、という点で良い素材になるような例を挙げておきたい。例年、何点かは、必ず被告人自身や事件の関係者に配慮している感想がある。被告人の住所が「自分の近所」だとわかって「聞いてしまって悪かった、と思った」と記述もあれば、被告人や被害者の関係者が傍聴席にいるのを見て「関係者は、学生のレポートの題材にさ

れうれしくないだろう。傍聴していて済まない気がした」というものもある。

大学入学以前から、誰もが「裁判公開の原則」(憲法第82条)の意義は繰り返し学んできたはずである。自分たちが学習してきたことと実感したこととの矛盾に気がついて、ここで新たに「公開」されることの意義を振り返るような学びも考えられる。その場合、指導する側の注意点としては、「公開の原則」がなぜ憲法に盛り込まれたかの説明はもちろん必要だが、「悪かった」と感じた気持ちを頭から否定しない配慮も必要であろう。傍聴する側の心構えであったり、傍聴席側で起こる問題であったり、そこから法制度について「普通の人たち」の議論が深まることこそが、法教育の目的に合うからである。

## (3) 特別授業利用の際の注意点

特別授業として活用した消費者生活センターも熊本地方検察庁も、事前アンケートによれば、学生たちになじみが少ない機関である。消費者生活センターは高校への消費者教育も実施していると聞いたが、県内の所在地を正しく回答できたものはなく、授業を「受けたことがある」と回答していたのは1名だけ、それも他県の高校出身者であった。

消費者生活センターの出前教室については私法分野の学習時に実施時期を一致させた。契約自由の原則や過失責任主義、契約に関する民法の該当部分を一通り学習したあとで、消費生活に関わる諸問題に対応する公的機関の役割をあわせて理解する、という流れを予定したのである。当日の講義の内容は、「消費生活センターの活動内容」、「未成年者と成年者の契約の違い」、「大学生が陥りやすい悪徳商法と対処方法」、「実際によせられた相談事例から」となった。

検察庁の出前教室については、刑事法入門の時期に合わせて「刑事手続きにおける検察官の役割」についてお話いただくとともに、検察庁のサイトには、法教育推進のために教員に向けての研修も開催していると書かれていたため、法教育についてもテーマに加えていただいた。この実施状況については紀要に

も報告してある<sup>15)</sup>。

消費者生活センターの出前教室については、事後に提出させたレポートや後日の試験答案から判断したところ、「だまされないことが一番いいが、もしだまされた時には、消費生活センターという心強い味方がいることを忘れないようにしたい」という感想が圧倒的に多く、トラブルの具体的事例やセンターの業務については印象に残ったようである。その一方で、事前に学習していた「契約自由の原則」については失念しているか、そうでないとしても軽視しがちになってしまうおそれがある。「学校の先生になったら、契約の怖さや消費生活センターがあることを伝えられるようになりたい」という感想はあっても、たとえば「契約を有効に成立させるには」から市民としての自覚について考えさせたい、という感想は見当たらない。トラブルに対処するための相談先を知ることは、もちろん大切だが、法に対して主体的に取り組むという姿勢からは逸脱してしまうおそれも出てくる。

検察庁の出前教室でも事後提出のレポートから判断したところ、検察官の「仕事」や講師自身の「心構え」については感想まで書かれてあるが、法教育に関わる授業実践例や教材については、聴いたフレーズがそのまま繰り返されていただけで、感想の伴わないものが多かった。

法教育の理解が困難としても、具体的な教材や実践に関する話題にも反応が良いとはいえないのは、教育実習が本格化する前の2年生という段階にも起因しているのではないだろうか。

## 2 選択科目における取り組みについて

公民科教員免許の取得のための選択科目や演習の受講生、大学院生ら少人数のグループでは、正面から法教育とは何か、目的や方法をめぐる論争について一緒に考えたり、教材例について検討する取り組み<sup>16)</sup>等を実施してきた。少人数のため調整が容易なことから、法実務の現場を見学・体験する取り組みも、こちらの枠組みの方が容易である。

今年度は、模擬取り調べを中心とした熊本地方検察庁による移動教室のプログラムを体験させていただいた。裁判に至る手続の流れまで体験し、できれば新聞報道にある「取り調べ可視化」をめぐる議論や人権保障と結びつけた議論することが直接の目標であった。

体験したプログラムの内容は、法の日などに実施される、一般市民向けのプログラムと概ね同じ内容で、①広報用のDVDによる検察官の仕事内容の説明、②検察官による職務内容の説明（今回は、教育学部生であることを配慮して少年事件についての説明）、③模擬取り調べ体験、④質疑応答となる。

プログラムの中心は③の模擬取り調べである。参加者は資料として警察の取り調べ段階で得た調書を渡され、それをもとに被疑者役に扮した検察庁職員を取り調べる体験をする。被疑者役の演技が真に迫っているので、向き合っただけで学生は圧倒されてしまったようである。「自白」に追い込むのが目的なので、資料もいかにも証拠と供述内容との矛盾が追及できるように作られているが、面と向かって追及しようとする、被疑者に言い負かされるなど、言葉につまる光景が見られた。それでも検察官の助言を受けながら、あるいは被疑者役に（さりげなく）誘導してもらいながら、ようやく最後の1人で「自白に追い込む」ことができたようである。

実施後の検討会は、自由に感想を述べ合うにとどめた。めったにない体験なので「驚いた」、「非常にためになった」、「検察官の仕事の大変さが実感できた」との感想が相次いだ。

しかし、学校の授業での導入については意見も分かれた。消極派の理由としては、「自分はやっていない、と嘘をつく人」を問い詰めるという設定にも教育として抵抗がある、警察官や検察官を目指すのでないかぎり、模擬取り調べまでする必要はあるのか、という意見も出た。これに対して、役割体験学習というなら、取り調べ段階から体験するべきである。また、「真実の追求」に向けて客観的な証拠と供述内容とを照合する姿勢を体験するの

はよいことである、という導入に積極的な意見も出た。感想から、教育現場への導入の適否に踏み込んでまで議論が活発になるのは珍しいことである。

また、④の質疑応答については、「なぜ検察官の道を選んだのか」「検察官の仕事で一番つらいことは何か」といったように、「仕事」に関する質問ばかりであったが、後になって調べたのだろう、裁判実務に直結した内容や、社会的役割について尋ねておけばよかった、という反省も述べられた。

体験後の学生たちの議論では、シナリオと実際との違いや刑事手続上の問題点を話し合うには至らなかったし、教材化についても「模擬取り調べを授業に導入するか」という点のみで意見が出たにすぎなかった。しかし、教育現場で実施するかどうかは別として、模擬裁判や模擬評議を教育現場で実施するなら、その前提として模擬取り調べ体験も、少なくとも教員養成課程の学生たちには、日頃馴染みのない質疑応答の方法であるだけに、体験しておいてもよいのではないかという印象を受けている。

### 3 小括

社会科教員向けの必修や選択の「法」関連科目では、法制度の内容について学ぶこととあわせて「法教育」の取り組みについても紹介するよう心がけている。しかし、とくに必修科目では授業担当者の意図したようには進みにくいことが多く、授業の進行について軌道修正が常に必要である。「法教育」の定義や目的等については、著書等でこそ最初に述べられるべきではあっても、教育実習も本格化する前の学部生には、傍で聞いていればどれほど明快な、専門家による講義であっても、今一つ実感が伴いにくい。むしろ法実務の現場に関わる話題や体験を優先する方法を考えた方がよいかもしれない、といった手応えを感じている。

また、必修科目・選択科目の双方とも、取り組みの一部は社会科または「法学」に特化したものもあるが、教科教育や他教科の受講

生と合同で体験できるものもある。同じ取り組みであっても授業担当教員によって方法や視角が異なることもあるので、各教員の授業内容が重複しても無駄になることは決してないが、場合によっては合同授業や役割分担について話し合いを進めてもよいのかもしれない。

### おわりに

法教育に関する学びを充実させるために、必修講義や科目の新設が特効薬として作用するかもしれない。しかし、一歩間違えれば、教員と学生の双方にとって不合理的・時間的負担を強いるだけという危険も一方ではらんでいる。むしろ、現行の教員養成課程のカリキュラムを吟味してみた結果、カリキュラムとしては、ことのほか優れた取り組みができるかどうかは別として、法教育についての学びを可能にする枠組みは用意されているのではないかと、というのが現時点での見解である。

それよりも、筆者自身の反省も含めて痛感しているのは、教員養成課程内でも対話によって、取り組みの内容を充実させる必要性についてである。

折しも熊本大学教育学部では、新学習指導要領の開始に向けて、教育現場の実践に寄与できるカリキュラム開発をめざして「論理的思考力・表現力育成のためのカリキュラム開発—教科間連携、幼・小・中連携を視野に入れて—」を実施し始めている。たとえば、そうした機会を利用してもよい。また、必ずしも協働作業や連携ばかりでなくてもよい。同じ資料に対する教科毎の視角の違いを明示することでもよい、教職科目と教科専門科目、異なる教科間で、できれば学生自身も巻き込んで議論を重ねつつ、法教育をめぐる認識を共有化することが求められる。

1) 関東弁護士会連合会「これからの法教育—さらなる普及に向けて—」(現代人文社, 2011) 146

- 頁。
- 2) いまや外国の法教育の単なる「紹介」や日本型法教育の「提起」といった段階を超え、それぞれの論者が自らの立場を明らかにして議論をたかかわせる「論争」のステージに入ったという指摘につき、渡邊弘「法教育の最近の動向—「紹介」「提起」から「論争」へ」『法の科学』42（日本評論社，2011）167頁。
  - 3) 武藤立樹「学校教育の現場から見た法教育」ほうてらす18（2011）4頁。
  - 4) 江口勇治「法教育の理論—日本型法教育の素描」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性—学校教育における理論と実践』（現代人文社，2001）14-22頁，橋本康弘＝野坂佳生編著『“法”を教える—身近な題材で基礎基本を授業する』（明治図書，2006）とくに9-22頁，法学教育と法教育，市民教育の異同や位置づけについては大村敦志『「法と教育」序説』（商事法務，2010）等。
  - 5) 千葉大学教育学部・附属連携研究社会科部編『社会が見えてくる“法”教材の開発』（明治図書，2008）。このほか，法曹界と大学関係者というのみならず，意外と難しい大学内での学部間の垣根を越えた連携まで実現され，参考となった例として「法と教育」学会第2回学術大会分科会における弘前大学「裁判員教育の構想と施行」報告（2011年9月4日，於学習院大学）。飯考行ほか「裁判員教育の検討」本書33-39頁参照。
  - 6) 高倉良一「教員養成学部における法教育担当者養成の試み」全国法教育ネットワーク・前掲注4）142-162頁。
  - 7) 井門正美『役割体験学習論に基づく法教育—裁判員裁判を体感する授業—』（現代人文社，2011）。
  - 8) 刊行物や教材の詳細は割愛させていただくが，たとえば「法教育フォーラム」のサイト <http://www.houkyouiku.jp/>（最終閲覧日2012年3月1日）を参照。
  - 9) 金沢法友会の活動については同会のサイト <http://houyukai.fc2web.com/contents.html>（最終閲覧日2012年3月1日）のほか，「法と教育」学会第2回学術大会分科会（2011年9月4日，学習院大学）での報告参照。東京大学法科大学院生の活動については東京大学法科大学院・出張教室編著『ロースクール生が，出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』（商事法務，2008）等，複数の取り組みが刊行されている。
  - 10) 熊本大学教養教育実施機構『2011年度 教養教育の案内』31頁。
  - 11) 熊本大学教養教育実施機構『2011年度 教養教育の案内』16頁。
  - 12) 便宜上「学科」とよばせていただくが，熊本大学教育学部内で，国語科，数学科等の中学校の教員免許取得の教科に教育学科，心理学科等を加えた13に分かれている教育単位のことである。
  - 13) ここにいう社会科とは，正確に言えば中学校教員養成課程社会科専攻である。高等学校の公民科や地理歴史科の免許取得に必要な科目も対応している。
  - 14) 関東弁護士会連合会・前掲注1）82-83頁にも同様の指摘がある。
  - 15) 拙稿「教員養成課程向け法学関連授業における熊本地方検察庁の出前教室の活用」熊本大学教育学部附属教育実践センター紀要『教育実践研究』29号（2011）139-143頁。
  - 16) このうち，2009年度に大学院生らと取り組んだ教材検討の成果は上田・石本・福田・中山・江口「裁判員制度施行後の刑事裁判に関する授業づくりの試み—中学生向けワークシートの検討と作成を通して—」熊本大学教育学部附属教育実践センター紀要『教育実践研究』27号（2010）117-126頁参照。

（2012年4月1日 受理）